

市・県民税、所得税の申告は自分で書いてお早めに

申告相談・受付期間は、2月18日(月)から3月15日(金)

申告は、昨年1年間の収入の総決算であり、公平な課税資料や証明資料になる大切なものです。申告に必要な帳簿や書類の整理をして期限内に申告を済ませましょう。

【市・県民税の申告】税務課市民税係

☎ 25 1 1 3 4

【所得税の申告】伊勢税務署個人課税部門(音声案内)

☎ 0 5 9 6 28 3 1 9 1

表1 市・県民税の申告相談日程

受付日	地区名	会場	受付時間
2月25日(月)	桃取	桃取コミュニティセンター	9:00～13:00
2月26日(火)	菅島	菅島老人憩の家	9:00～15:00
2月27日(水)	答志	答志コミュニティセンター (旧老人憩の家)	9:00～15:00
2月28日(木)	相違 畔蛸	鳥羽磯部漁協相違支所 女性等活動拠点施設	9:00～15:00
3月1日(金)	神島	神島開発総合センター	9:00～15:00
3月5日(火)	和具	答志和具コミュニティ センター	8:30～12:30
3月6日(水)	石鏡	石鏡公民館	9:00～11:30
	浦村	本浦公民館	13:30～16:00
3月7日(木)	堅子	堅子老人憩の家	8:30～9:30
	千賀	千賀公民館	10:30～12:00
	国崎	国崎公民館	14:00～16:00
3月8日(金)	松尾・白木	松尾公民館	9:00～11:00
	若杉・河内・岩倉	岩倉老人憩の家	13:00～15:30
3月11日(月)	坂手	坂手公民館	9:00～12:00
3月12日(火)	小浜・安楽島 大明東・大明西 高丘	市民文化会館4階 第3小会議室	9:00～16:00
3月13日(水)	一丁目～五丁目 堅神・屋内・池上 船津・幸丘		

市では次の申告について、いずれの会場でも受け付けできません。いせシティプラザ(伊勢税務署西側)にて申告をお願いします。

- 土地建物・株式・先物取引の譲渡所得、山林所得
- 青色申告、損失の繰り越し、雑損控除
- 住宅借入金等特別控除
- 消費税
- 贈与税
- 平成29年分以前の確定申告
- 修正申告および更正の請求
- 平成30年中に事業を始めたかた
- そのほか、複雑な申告のかた



市・県民税の申告

申告書は、前年の課税実績や課税資料などをもとに、申告が必要であると思われるかたに送付されます。申告書に同封の「市・県民税申告書の書きかた」を読んで、期限内に申告を済ませましょう。申告書が送付されなかったかたについても、次の「申告が必要なかた」に該当する場合は、申告をお願いします。申告相談は、表1の会場で行います。

申告が必要なかた

平成31年1月1日現在で市内に住所のあるかたや、市の国民健康保険に加入しているかたは、申告が必要です。給与所得者は通常、申告の必要はありませんが、勤務先から市に対して給与支払報告書の提出がない場合や、給与所得以外に地代、家賃、配当、農業、漁業、営業、国や地方公共団体に土地などを譲渡したかた、その他に何らかの所得があるかたは必ず申告書を提出してください。

次のとおり臨時申告相談所を開設します。(土曜・日曜日を除く)

受付日	地区名	会場	受付時間
2月25日(月)～ 3月11日(月)	全地区	市民文化会館4階 第3小会議室	9:00～16:00

※臨時申告相談会場では、市・県民税申告書、確定申告書Aのみ受け付けします。そのほかの申告書は受け付けませんので、表2の確定申告相談日に会場にいらしてください。

※臨時申告相談所は、臨時的に開設しており、対応する職員は1～2人です。混雑時には待ち時間が長くなりますので、ご了承ください。

公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、その他の所得が20万円以下のかたは、市・県民税の申告が必要です。また、医療費控除や生命保険料控除・地震保険料控除など追加の控除があれば、市・県民税の申告をしてください。この場合でも、源泉徴収されている所得税があり、その還付を受けるかたは確定申告書の提出が必要です。なお、申告書の提出がない場合、所得課税証明書や納税証明書を発行できない場合があります。

表2 確定申告の申告相談日程

とき	会場・受付時間	地区名
2月18日(月)	市民文化会館4階 大会議室 9:00~12:00 13:00~16:00	神島・菅島・和具・坂手・桃取
2月19日(火)		小浜・安楽島・大明東・大明西・高丘
2月20日(水)		浦村・石鏡・相差・国崎・畔蛸・千賀・堅子
2月21日(木)		船津・幸丘・若杉・河内・岩倉・松尾・白木
2月22日(金)		一丁目~五丁目・堅神・屋内・池上・答志
3月14日(木) 15日(金)		全地区

※税理士への相談を希望するかたは、指定日に関わらず2月18日(月)・19日(火)にお越しください。

※表2の会場では、市・県民税申告書、確定申告書A、確定申告書Bのみを受け付けます。

※所得税の確定申告をする場合は市・県民税の申告は不要です。

伊勢税務署からのお知らせ

- ・資源保護や行政コスト削減の観点から申告書用紙は送付していません。
- ・e-Tax やインターネットなどを利用して申告したかたや申告相談会場で申告書を提出したかたには**確定申告に必要な情報や e-Tax などの案内を記載した「確定申告のお知らせ」はがき(または封書)を送付していません。**申告相談には、「確定申告のお知らせ」はがきを持参してください。

所得税の申告

確定申告は、昨年1年間に得たすべての所得を自分自身で計算し、算出した所得税を国に納付する申告制度です。
市内での確定申告相談会の日程は、**表2**のとおりです。
なお伊勢税務署では、いせシティプラザ(伊勢税務署西側)で、2月18日(月)から3月15日(金)(土曜・日曜を除く)まで受け付けます。

申告に必要なもの

- マイナンバー確認書類(マイナンバーカード、マイナンバー通知カードまたはマイナンバー入りの住民票の写し)
- 本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)
- 印鑑、筆記用具、計算機
- 給与、年金などの源泉徴収票
- 事業、漁業、農業、不動産所得を申告するかたは収支内訳書

社会保険料控除を受ける場合

- 国民健康保険税納付額通知書(税務課より1月21日発送)
- 後期高齢者医療保険料・介護保険料額のお知らせ(市民課・健康福祉課より1月24日発送)
- 国民年金保険料控除証明書
- 生命保険料控除証明書
- 地震保険料控除を受ける場合
- 医療費控除を受ける場合
- 医療費控除の明細書
- 寄附金の領収書または受領証明書
- 障害者控除を受ける場合
- 障害者手帳
- 障害者控除対象者認定書(社会福祉事務所で発行)

注意してください

マイナンバーの記載やマイナンバー確認書類、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

申告相談会場は大変混み合います。内容に不明・不備な点があると、相談に時間がかかり、申告するかたや順番待ちのかたに迷惑を掛けることになりません。

医療費控除の明細書や収支内訳書などは、あらかじめ記入して持参してください。

医療費控除は明細書の添付が必要です

平成29年分の確定申告(平成30年度市・県民税申告)から、領収書提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。ただし、平成29年分から平成31年分までの確定申告については、これまでと同様に医療費の領収書の提示または添付によることもできます。

※医療費の領収書は自宅5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません)

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。医療費通知とは、次の6項目が記載されたものをいいます。

- ① 被保険者などの氏名
- ② 療養を受けた年月
- ③ 療養を受けた者の氏名
- ④ 療養を受けた病院などの名称
- ⑤ 被保険者などが支払った医療費の額
- ⑥ 保険者などの名称



スムーズな申告相談の進行にご協力をお願いします。

スマート!確定申告

確定申告会場は大変混雑するため、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をぜひ利用してください。

1月から、マイナンバーカード方式またはID・パスワード方式を選択できるようになりe-Taxの利用が便利になりました。また、「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも**所得税の確定申告書が作成できます。**

★マイナンバーカード方式

マイナンバーカードとICカードリーダーががあれば、パソコンからe-Taxで申告ができます。

※ID・パスワードは、税務署で発行していますので、申告する本人が運転免許証などを持参してください。

★ID・パスワード方式

税務署でIDとパスワードを受け取れば、パソコンやスマホからe-Taxで申告ができます。

税理士による無料税務相談所

次の日程で税理士による無料税務相談所を開設します。

- とき** 2月18日(月)・19日(火)
午前9時30分~午後4時
(ただし正午~午後1時は除く)
- ところ** 市民文化会館4階・大会議室

必要書類などの問合せ先

伊勢税務署 ☎ 0596 ②8 3191